

No.22 質疑・一般質問の見直しについて

【提案趣旨】

1人会派の議員は、1回の定例会において、質疑か一般質問のいずれかしか行うことができないため、いずれも行うことができるようにしてはどうか。

【関連規定】

先例114

代表質疑及び会派質疑は、所属議員が4人以下の会派（無所属を含む。）には認めない。

先例117

各会派（無所属を含む。）の一般質疑及び一般質問における発言時間等は、次の考えに基づき設けるものとする。（付表1参照）

- (1) 議員1人の年間（暦年）の一般質疑及び一般質問の発言時間は、答弁を含め90分とし、各会派に所属議員数に応じた発言時間を付与する。
 - (2) 各会派に付与した発言時間は、30分を1枠として換算し、これを年間（暦年）の発言枠数とする。
 - (3) 各定例会における一般質疑及び一般質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言枠数に上限を定める。
 - (4) 議員1人の一般質疑及び一般質問の発言は1枠を基本とし、各会派の発言枠数の範囲内で、これを2枠とすることができる。
 - (5) 各会派の発言枠数の範囲内で議員1人が年間（暦年）の発言時間90分を超えて発言することができる。
 - (6) 各会派は、発言枠を一般質疑及び一般質問のいずれにも使用することができる。
- （付表1）

定例会ごとの発言枠数の上限（先例117）

会派所属 議員数	年間枠数	一般質疑・一般質問枠数（30分枠）			
		2月	6月	9月	12月
25人	75	20	17	21	17
24人	72	19	17	19	17
6人～23人（略）					
5人	15	4	3	5	3
4人	12	(4)	(4)	(4)	(4)
3人	9	(3)	(3)	(3)	(3)
2人	6	(2)	(2)	(2)	(2)
1人	3	(1)	(1)	(1)	(1)